

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「企業・消費者向けの教育・研修事業」に係る落札者等の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札を行なった「企業・消費者向けの教育・研修事業」については、同法第12条の規定に基づき、企画書の評価案及び開札結果による総合評価案について、平成21年8月20日開催の官民競争入札等監理委員会に付議し、了承されました。

これを受けて、同法第13条第2項の規定に基づき、以下のとおり落札者等を決定しました。

1 落札者等の名称

独立行政法人国民生活センター

2 実施に要する経費の金額

28,718,136円（税抜き、平成21年度から平成23年度の3年間分の額）

3 落札者等の採点結果

入札者	質に関する評価点	入札価格	予定価格との比較	価格点				総合評価点	順位
					調整後の入札価格	予定価格	点数		
独法 国民生活センター入札参加部門	200.0	28,718,136	範囲内	$100 \times (1 -$	30,503,136	$\div 35,807,598)$	14.8	214.8	1

(注) 総合評価点の算出方法

質（企画内容）に関する評価点と価格点を加算して得た値を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = a + b$$

a：質（企画内容）に関する評価点（配分200点）

b：価格点（配分100点）[価格点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$ 点]

入札価格に対する調整額（実施要項19頁）

(4) 落札者等の決定方法

イ 官民の入札価格の調整に関する事項

(7) センターが算定した「本件業務実施に要する経費の調整」に対する調整

間接部門費の平成17年度から平成19年度までの平均値（「従来の実施状況に関する情報の開示」中、「1 従来の実施に要した経費」に記載）

$$(654,000 + 533,000 + 598,000) \div 3 \text{年} = 595,000.00$$

$$595,000.00 \times 3 \text{年} = \boxed{1,785,000}$$

※減価償却費については、該当なし。

4 落札者等決定の理由

「独立行政法人国民生活センターが実施する企業・消費者向けの教育・研修事業における官民競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札公告を行い、入札参加者を募ったが、独立行政法人国民生活センター入札参加部門以外の民間事業者からの入札はなかった。提出された企画提案書の内容を評価委員会において審査した結果、必須審査項目を満たしていたことから、加点項目審査を行い「質に関する評価点」を付した。また、平成21年7月24日に入札書を開札したところ、予定価格の制限の範囲内であったことから、実施要項に定める「官民の入札価格の調整に関する事項」に基づき入札価格に調整額を加算したうえで、「価格点」を算出し、さらに、総合評価点を算出した。その結果、総合評価点で、独立行政法人国民生活センターを上回る点数の民間事業者がなかったことから、独立行政法人国民生活センターが落札者等となった。

5 実施体制及び実施方法の概要

（1）実施体制

総括責任者1名、研修業務責任者1名のほか、企画・事前準備担当として担当者1名及びサポート人員1名、当日運営担当として、担当者5名及びサポート人員6名で実施する。

（2）実施方法の概要

実施内容の企画、会場の選定・確保、受講者募集案内業務、受講申込受付・受講決定業務、受講料集金、研修準備業務、研修運営業務等を行うことにより、各研修を適切に運営する。